消費税1	.0%込み	金額単位:	П

					消費税1	0%込み 金額単位:円	
		ロ 分 モデル建築物法による					
		延べ床面	面積 (単位: m³)	工場・倉庫	左記以外	標準入力法による	
新規物	世代 (単位: m)						
			300 未満	40,000	70,000	別途見積もりによる	
	300 超	~	1,000 未満	60,000	100,000	別途見積もりによる	
	1,000 超	~	2,000 未満	80,000	160,000	別途見積もりによる	
	2,000 超	~	5,000 未満	150,000	240,000	別途見積もりによる	
	5,000 超	~	10,000 未満	180,000	270,000	別途見積もりによる	
計画変							
			300 未満	30,000	60,000	別途見積もりによる	
	300 超	~	1,000 未満	40,000	80,000	別途見積もりによる	
	1,000 超	~	2,000 未満	60,000	120,000	別途見積もりによる	
	2,000 超	~	5,000 未満	110,000	180,000	別途見積もりによる	
	5,000 超	~	10,000 未満	130,000	200,000	別途見積もりによる	
軽微変							
			300 未満	15,000	30,000	別途見積もりによる	
	300 超	~	1,000 未満	20,000	40,000	別途見積もりによる	
	1,000 超	~	2,000 未満	40,000	80,000	別途見積もりによる	
	2,000 超	~	5,000 未満	70,000	120,000	別途見積もりによる	
	5,000 超	~	10,000 未満	90,000	130,000	別途見積もりによる	

新規物件(住宅)に係る判定業務(弊社の確認物件の場合)

区分	面積	手数料	
戸建住宅	200㎡未満	38,500	
共同住宅	3 0 0 ㎡未満	55,000+5,500×戸数	
共同住宅	3 0 0 ㎡超~500㎡未満	77,000+3,300×戸数	
共同住宅	5 0 0 ㎡超から1,000㎡未満	110,000+2,200×戸数	

- **■住宅の計画変更に係わる審査手数料は、上記手数料金額の50%とします。但し、当初判定を他機関で受けたものは、** 上記手数料表の額とします。
- ■住宅と非住宅の複合建築物の場合は、それぞれの料金の合計とします。
- ■増改築の場合は、増改築部分の判定対象床面積部分を対象とします。
- ■他機関の物件について上記の1.5倍とします。
- ■面積は原則として判定対象の床面積としますが、用途、内容により低減します。
- ■複数棟ある場合は、1棟毎の金額とします。
- ■工場・倉庫において
 - 1) 計算対象の部屋がない場合は25,000円とします。
 - 2) 倉庫の照明のみ場合は表示金額の50%とします。 (但し、最低金額は25,000円)
- ■複合建物の場合、特殊な設備による計算等、上記に記載のない場合は相談の上、別途見積もりと致します。
- ■工場・倉庫以外の軽微変更において、変更内容項目が1種のみなどの簡易な場合においては、工場・倉庫モデルと同額とします。
- ■変更内容が軽微で審査が不要な場合は事務手数料として10,000円とします。